

**知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における
情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正（案）についての意見募集要領**

県では、青森県行財政改革行動計画における取組として、デジタル技術の活用により県民の利便性の向上等を図るため、アナログ規制の点検・見直しを進めることとしています。

上記の見直しの一環として、知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則について一部を改正することとしましたので、下記のとおり意見を募集します。

1 意見募集期間

令和8年2月2日（月曜日）から同年3月3日（火曜日）まで

2 改正案の概要

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正（案）の概要をご覧ください。

概要は、県のホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/koho/iken.html>）、県DX推進課、県政情報センター、県の各合同庁舎地域住民情報コーナーでご覧いただけます。

なお、郵送を希望する方は、返信用郵便切手140円を同封してお申し込みください。

3 意見提出の際の留意事項

- （1）提出に当たって使用する言語は、日本語とします。
- （2）提出方法は、郵便、FAX又は電子メールによるものとします（令和8年3月3日（火）必着）。
- （3）意見提出に当たっての様式は特にありませんが、提出される方の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）を明記してください。住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。
- （4）提出先は、次のとおりです。
 - ・郵便 〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
青森県総合政策部DX推進課
 - ・FAX 017-734-8022
 - ・電子メール dxsuishin@pref.aomori.lg.jp

4 提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する県の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。公開に当たっては、住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単に取りまとめて公表する予定です。（この際に、類似の意見は、まとめて公表することもあります。）

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが県の意見ですので、改めて考え方を公表することはありません。

【お問い合わせ】

担 当：総合政策部 DX推進課
暮らし・行政DXグループ 植山
e-mail：dxsuishin@pref.aomori.lg.jp
T E L：017-734-9163